

平成 24 年 6 月 21 日
古賀委員提出資料

中長期戦略（中間取りまとめ）

1 本戦略の目的

- (1) 国全体としてあるべきエネルギー戦略の全体像を描き、その中で、国、自治体、民間それぞれが取り組むべき課題を示す。
- (2) 本来、国が取り組むべき課題についても、大阪府市として考えるあるべき姿を提言する。
- (3) 大阪府市では、特に先駆的な取り組みを行い、エネルギー戦略の推進をリードすることを示す。

2 4つの視点

- (1) 供給者目線から需要家・生活者目線へ
- (2) 計画経済から市場経済へ
- (3) 国から地方へ
- (4) 原発から再生エネルギーへ

3 脱原発の実現

<国>

- (1) 後世に負担を残さないため、原発はゼロにする。2030年に原発ゼロを目指して徐々に減らす。
- (2) 原発を動かす場合は、安全規制の徹底的見直し。全ての安全基準についてバックフィットを適用。満たされない場合は稼働を認めない。
- (3) これまでの馴れ合いの原子力安全規制と訣別し、独立性をもった世界標準の規制機関のもとで、世界標準の規制をおこなう。
- (4) もんじゅや再処理は、即時撤退。使用済燃料は現実的な責任貯蔵を。（「責任貯蔵の目途なくして再稼働なし」「使用済燃料の行き場がないので、再処理するというのは本末転倒」）

<自治体（府市）>

- (1) 脱原発依存条例
- (2) 情報開示義務化（条例、協定）
- (3) 国の原子力規制機関が、海外の専門人材の確保、信頼に足る安全基準の見直しなどに十分取り組まない場合には、当面、『関西原子力安全監視庁』において、少なくとも関西圏についてはこれを代替できる機能を確保する。

4 再稼働ニューディール～混乱と不信から建設的合意へ

<国>

- (1) 今後も混乱と不信がいつそう拡大する原発再稼働問題のコペルニクスの転換を図るため「再稼働ニューディール」を行う。
- (2) 国は2年間の再稼働凍結を宣言し、同時に、電気料金凍結と安定供給を国民に約束する。
- (3) その間に、原子力安全体制の再構築、国、地方と電力会社の緊急時対策の見直し、原子力損害賠償の抜本見直し、過酷事故時の国、地方と電力会社の役割分担の明確化などを行う。あわせて、化石燃料費一時補填等による電力会社の破綻回避と徹底的なリストラクチャリング、電力会社の破綻処理スキームの創設を行うとともに、ソフトな節電対策と広域連携による安定供給対策を実施する。
- (4) その後、使用済み核燃料の総量抑制と場所に関して国民的合意をした上で、安全対策を完了し、かつ地域の同意の得られた原発に限って時限的に再稼働を認める。

5 需要家を選べるエネルギー市場

<国>

- (1) 〇年以内に、発送電分離・電力完全自由化で、競争による低コスト・創造的なエネルギー市場の実現。
- (2) ナショナルグリッド（日本全国一体の送電会社）の創設など、広域化と透明化による安定供給の実現。

<自治体（府市）>

- (1) 地域間競争（M&A他地域進出）。
- (2) スマートグリッドの普及促進。

<民間>

- (1) ネガワット取引、デマンドレスポンス取引。
- (2) 多様な新規発電事業者の参入。
- (3) 省エネ・節電投資拡大。
- (4) 関西電力の老朽火力のリプレースについて入札を実施。

6 エネルギー行政改革

<国>

- (1) 原子力・エネルギー関連予算を抜本的に見直し、全体として減税となるよう徹底的な事業仕分けによる国税の最小化と財源の地方移管
- (2) 電促税の見直し・縮小と地方財源化。
- (3) 再処理等積立金は廃止の上、地方移管。
- (4) 資源エネルギー庁の廃止。先行して、関西広域連合にエネルギー行政の料金規制・地域ネットワーク規制などに関する部分などを移管。
- (5) エネルギー供給に関して、競争制限的な行為が行われていないかどうか、公益事業委員会（新設）で監視。
- (6) 原子力政策を白紙で見直す以上、推進を前提とした原子力基本法、原子力委員会を廃止。

<自治体（府市）>

- (1) 国から財源を移管し、用途に関西広域連合で決定する。
- (2) 移管した財源は、使用済燃料の責任貯蔵や原発廃炉に活用。
- (3) 資源エネルギー庁の廃止に伴い、関西広域連合でエネルギー行政の料金規制・地域ネットワーク規制などを行う。

7 地方で自立したエネルギー安定供給体制の構築

<国>

- (1) エネルギー基本計画の見直し。原子力ゼロの時点において、国全体では25%の省電力（節電発電所）、再生可能エネルギーと火力（ガスシフト）で75%の電源構成で安定供給を確保し、その後できる限り火力の比率を下げる。
- (2) CO₂削減量についても目標設定する。
- (3) 既存の原子力予算は、すべて省エネ・再エネの普及に注入。
- (4) 電力調達市場の創設。

<自治体（府市）>

- (1) 地方で電源構成目標を設定する。
- (2) 分散発電買取市場の創設。
- (3) ピーク調整金（地方環境税）。
- (4) LNG発電所の新增設。
- (5) 需給調整契約、スマートメーターの普及促進。
- (6) 各地域に環境エネルギー普及拠点を設置し、地域コミュニティ主体による再エネ事業・省エネ事業の振興を図る

<民間>

- (1) 自家発電の拡大。
- (2) 需給調整できる仕組みの拡充。
- (3) 時間帯別料金など変動料金制度の導入。

8 新エネルギー成長戦略

<国>

- (1) 自治体が創設するエネルギー革新センター、実証事業等への支援。
- (2) 規制改革。
- (3) 補助金、税の優遇

<自治体（府市）>

- (1) 「第4の革命」と呼ばれる自然エネルギー分野に関して、関西を世界の成長センター軸の一つとする。
- (2) そのため産官学にわたるイノベーションセンター（国際級のエネルギー革新センター）を設置し、原子力依存度低減によるピンチをチャンスに変える取組みを。関西の再エネ産業、省エネ産業の競争力強化。海外への展開も促進。
- (3) エネルギー分野を統制経済から市場経済に転換し、電力、LNGなども価格ヘッジニーズが生ずることに対応して、エネルギー先物市場を整備（大阪に総合取引所）。
- (4) 太陽光パネル、バッテリー関連産業の振興のほか、地熱、潮流、CO₂の地下貯留技術の活用なども育成。
- (5) 地域エネルギー産業優遇条例、再生可能エネルギー・省エネルギー導入支援（条例）。

<民間>

- (1) 技術開発、実証事業等。
- (2) 地域金融活用支援（債務保証、支援ファンド）
- (3) 住民参加型の再生可能エネルギー導入。